

学校感染症として定められた感染症になった場合、「欠席」ではなく「出席停止」となります。お子さんが学校感染症にかかったときは、医師の診断を受けて休養してください。その際、保護者の方で「出席停止届」に医師の診断内容を記入いただき、提出をお願いします。（医師の診断書は必要ありません。）

※早退した日は出席停止期間に入りませんので、ご注意ください。

わからないことがありましたら、学校までご連絡ください。（TEL 232-2157）

出席停止となる感染症とその期間の基準（一例）

| 種類                  | 出席停止の期間(基準)                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザ             | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで<br>(症状が出た日を0日として5日間、解熱した日を0日として2日間)          |
| 百日咳                 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                               |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺、または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                           |
| 風しん(三日ばしか)          | 発しんが消失するまで                                                               |
| 麻疹(はしか)             | 解熱後3日を経過するまで                                                             |
| 水痘(みずぼうそう)          | すべての発しんが痂皮化するまで                                                          |
| 咽頭結膜熱(プール熱)         | 主要症状が消失した後2日を経過するまで                                                      |
| 結核、流行性角結膜炎など        | 医師において感染のおそれがないと認めるまで                                                    |
| 新型コロナウイルス感染症        | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで<br>(症状が出た日を0日として5日間、症状がおさまった日を0日として1日間) |

※その他医師が必要と認めた感染症について出席停止にできる場合があります。（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎など）

出席停止届

年 組 生徒名

1. 病名

☐ インフルエンザ A型

☐ インフルエンザ B型

☐ 新型コロナウイルス感染症

☐ その他感染症（ ）

2. 出席停止期間（医師によって指示された期間）※早退した日は除く

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者名